

# 矢板市地域包括支援センター重要事項説明書

当事業所は下記のとおり介護保険の指定を受けています。

◇指定介護予防支援 介護保険事業所番号 0901100040 栃木県

当事業所は利用者に対して、下記のサービスを提供します。事業者の概要サービスの内容、契約等次のとおりご説明します。

## 1 事業者

- (1) 名 称 矢板市地域包括支援センターすえひろ
- (2) 所 在 地 栃木県矢板市末広町45番地3
- (3) 電話番号 0287-47-7005
- (4) 代表者氏名 医療法人社団為王会 理事長 尾形 享一
- (5) 設立年月日 平成30年4月1日

## 2 事業所の概要

### (1) 事業の目的

○介護保険法等の関係法令に従い、要支援状態にある利用者に対し、適切な介護予防サービス等を利用できるよう、サービス事業者等との連絡調整を行い、利用者に適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事を目的とします。

### (2) 運営方針

○利用者の心身の特性をふまえてその利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活が営めることが出来るよう配慮を行います。

○関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的な支援に努めるものとします。

## 3 職員の配置状況

- (1) 主任介護支援専門員（管理者） 1名 （医療法社団為王会内）
- (2) 保健師 0名 （ " ）
- (3) 社会福祉士 2名 （ " ）
- (4) 介護支援専門員 0名 （ " ）
- (5) 社会福祉主事 0名 （ " ）
- (6) 看護師 1名 （ " ）
- (7) 事務職員 0名 （ " ）

## 4 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

（土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

## 5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容

- (1) 介護予防サービス・支援計画書等の作成
- (2) 介護予防サービス事業者等との連絡・調整～利用者の同意を得て便宜を提供

- (3) 介護保険給付管理の代行～国民健康保険団体連合会又は市町村へ報告
- (4) 要介護認定（又は認定区分変更）等の申請の援助～申請に必要な記録、資料を利用者へ提供

## 6 利用料

基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。

## 7 業務の委託

当事業所では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。利用者の介護予防サービス・支援計画の作成を担当する指定居宅介護支援事業所については、利用者と協議の上、決定します。

委託の実施にあたっては、当事業所と同様、契約書に定める守秘義務を守ります。

## 8 通常事業の実施区域

### 矢板市第2圏域

片岡地区、矢板地区東部の行政区（矢板5・6区、末広町、針生、中、東町、早川町、沢、豊田、成田、ハッピーハイランド矢板）

## 9 資料の提供について（秘密の保持）

○介護予防サービス・支援計画の作成にあたり、要介護等認定に関する資料を提供していただきます。

○提供を受けた資料に関しては厳重に管理、保管し他の目的で使用いたしません。

○職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

○職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

## 10 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

○虐待防止のための指針を整備します。

○虐待防止のための研修を定期的実施します。

○虐待防止に関する責任者を選定します。

## 11 身体的拘束等の原則禁止について

○事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

○緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

## 1 2 ハラスメント対策及びサービス利用にあたっての禁止事項について

- 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 利用者やその家族等が事業者の職員に対して行う、身体的・精神的暴力やセクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。これらの行為により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

## 1 3 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 1 4 業務継続計画の策定について

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的を実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 5 苦情申し立ての制度

- (1) 当事業所のケアマネジメントに対する苦情には矢板市地域包括支援センター管理者をはじめとして、適切に対応をしますが、なお苦情ある場合は国民健康保険団体連合会、又は市へ申し立てが行えます。
- (2) 介護予防サービス・支援計画に基づき依頼したサービス事業者等に対する苦情には、当事業所が適切に対応しますが、なお苦情ある場合は国民健康保険団体連合会、又は市へ申し立てが行えます。

サービス内容に関する苦情の申し立て先

- (1) 当事業所相談窓口 矢板市地域包括支援センターすえひろ  
電話番号 0287-47-7005
- (2) 行政の窓口 矢板市幸齢課  
電話番号 0287-43-3896
- (3) 国民健康保険団体連合会 栃木県国民健康保険団体連合会  
電話番号 028-622-7242

## 16 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、ただちに担当者が利用者と連絡を取り、直接伺う等して詳しい事情を聞き、事実関係を確認します。
- (2) 担当者は、速やかに管理者に報告し、必要があると判断した場合は、検討会議を開き、速やかに具体的な対応を講ずることとします。
- (3) 記録を台帳に保管し再発防止に役立てます。
- (4) 国民健康保険団体連合会などから質問や照会があった場合は、速やかに回答し、必要な調査には協力するとともに、指導・助言を受けた場合はそれに従い改善を行います。

以上のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、本書面に基づき、重要事項などの説明を行いました。

### 説明者

矢板市地域包括支援センターすえひろ

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書に基づいて、重要事項の説明を受け介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

### 【利用者】

住 所 栃木県矢板市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

### 【利用者の家族】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)